

継続

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和16年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長殿
各方面本部長

警察庁丁運発第4号
令和6年1月10日
警察庁交通局運転免許課長

(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長

運転免許証の氏名の字体に係る変更について(通達)

運転免許証の記載事項である氏名は、免許申請書に添付された住民票の写しに記載されている氏名と同一のものを記載しているところであるが、戸籍事務のコンピュータ処理化に伴い、住民票に記載された字体の表記に訂正等を生じるものが存在している。

住民票に記載されている氏名の字体の訂正等は、氏名そのものの変更ではないことから、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項による記載事項変更の届出の義務は生じないが、運転免許証が身分証明書として用いられている実態等に鑑み、運転免許を受けた者が自主的に字体の変更を申し出た場合にはこれを受理することとする。この場合、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第20条に規定する住民票の写しの添付を要するものではなく、住民票の写し、マイナンバーカード等の氏名の字体の変更を確認できる公的書類の提示により確認の上、運転免許証の氏名の字体を変更すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成30年4月16日

(有効期間：令和6年3月31日)